

理事会等旅費規程

平成 8 年 1 月 2 3 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、新潟市異業種交流研究会協同組合（以下「本組合」という）の役員及び組合員の旅費に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員とは、本会の理事長・副理事長・専務理事・理事及び常任顧問・監事をいう。

(旅費の支給)

第 3 条 役員及び組合員が、理事会、三役会議及びその他公務のため会議等に出席するときは、旅費を支給することができる。

2 前項に規定するその他公務のため会議等に出席するときは、理事長の承認を得ることとする。

3 第 1 項に規定する旅費は予算の範囲内で支給する。

(その他)

第 4 条 その他この規程に定めのない事項については、その都度、理事長が定める。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。